

声 明

－高裁和解勧告受諾に当たり－

2007年7月2日

東京大気汚染公害裁判原告団

東京大気汚染公害裁判弁護団

東京大気裁判勝利実行委員会

- 1 本日、原告団は東京高等裁判所第8民事部に対し、本年6月22日付けの「和解の骨子について（勧告）」を前提にして、今後の和解協議を進めることに同意することを回答しました。

原告団は、本訴訟によって、広く国民に対し自動車排ガス公害の問題を提起するとともに、国、東京都、首都高速道路会社、そして自動車メーカーの公害発生責任を追及し、都内数十万人の未認定（未救済）患者が待ち望んでいた医療費の完全助成制度を、これら汚染原因者の費用負担によって創設し、かつ東京における本格的な公害対策の実施を約束させ、公害根絶に向けての貴重な足がかりとなる大きな成果を確認しました。私たちは大いなる誇りと喜びをもって本和解勧告を受諾するものです。

- 2 本訴訟は、①現在進行形のディーゼル排ガス公害をストップし、東京にきれいな空気を取り戻すこと、②未認定患者に対する救済制度の創設を汚染者負担の原則に基づいて創設することを目指して、1996年5月に提訴されました。以来11年余に及ぶ原告らの命をかけた訴えは、多くの市民の共感を呼び、東京都区内をはじめ多摩地区、さらには首都圏の各地域団体と個人が「勝利を目指す実行委員会」を中心に結集し、原告の思いと願いを受け止め、全力で支えて、かつてない広汎な支援を繰り広げました。

今回の大きな成果は原告団、弁護団、そして多くの支援者の運動と、自動車排ガス公害の根絶を願い、被害者の救済を求める広汎な世論の力で実現したものです。

私たちは本訴訟によって勝ち取った医療費助成制度を今後もさらに拡充させ、公害対策ををより徹底的、全面的なものにしていくために、さらに一層運動の輪を広げ、奮闘していく覚悟です。

- 3 なお、私たちはメーカー7社のトップに対し、「高裁勧告待ちではなく、自ら解決に向けて明確な態度を示してほしい」と願って、17日間連続座り込み行動等を展開しましたが、メーカーらは何の発言もしませんでした。メーカー各社は高裁勧告でも国や東京都などと並んでその社会的責任が指摘されています。少なくとも過去の行為に対する見解表明と、今後の公害対策に向けての決意の表明をなすべきことは当然です。

私たちは今回の和解は、患者救済についても、公害対策についても新たなたたかいのスタートと考えています。今後とも皆さんの一層のご理解とご支援をお願いするものです。